

2 消費者契約法による取り消しについて

(1) 消費者契約法による取り消しとは

事業者の不適切な勧誘によって、誤認や困惑し、やむを得ず契約してしまった場合、消費者契約法によって、申し込みや承諾の意思表示を取り消すことができます。

(2) 取り消しの対象

すべての消費者契約（消費者と事業者の間で結ばれる契約）が対象となります。

(3) 取り消しの理由

下記による事業者の不適切な勧誘の事実があった場合に、取り消しができます。なお、下記の事実は消費者が証明しなければいけません。また、商品の返還・引き取り費用は消費者で負担する必要があります。

不実告知	重要事項について事実と異なることを告げた場合など
断定的判断の提供	将来の見通しが不確実な事項について、確実であると告げた場合など
不利益事実の不告知	消費者に利益となる旨を告げながら、不利益な事実は故意に告げなかった場合など
過量契約	契約の目的物の分量等について、通常より著しく超えていると知りながら勧誘した場合など
不退去	自宅等に居座り、消費者が「帰って欲しい」という意思を示しているにもかかわらず、帰らなかった場合など
退去妨害	消費者が「帰りたい」という意思を示しているにもかかわらず、帰してくれなかった場合など
不安をあおる告知	消費者の不安を知りながら、不安をあおり、その願望実現のために必要だとして商品・サービスを勧める場合など
恋愛感情等に乗じた人間関係の濫用	人間関係において、相手への好意などの感情に乗じ、商品・サービスの購入等をしなければ、関係を解消するなどと告げた場合など
加齢等による判断力の低下の不当な利用	加齢や障害などで判断力が著しく低下し、合理的判断ができないことを知りながら、本来不必要な商品・サービスを勧めた場合など
靈感等による知見を用いた告知	靈感等の特別な能力により、そのままでは重大な不利益が生ることを示して不安をあおり、契約が必要だと告げた場合など
契約締結前に債務の内容を実施する等	契約締結前に、契約による義務の全部または一部を実施し、実施前の原状の回復を著しく困難にした場合など

(4) 取り消し可能期間

「追認をすることができるとき（契約に違法性があり、契約を取り消すことができることを認識したとき）」から1年、当該消費者契約締結のときから5年を経過すると、取り消しができなくなります。

(5) 取り消し通知の送り方

消費者契約法上は、事業者に取り消しを伝える手段（電話・FAXなど）について、特に定めてはいませんが、確実に事業者伝えるために、クーリング・オフと同様に、書面で、「特定記録郵便」か「簡易書留」にて郵送した方が望ましいでしょう。そのため、書面の書き方については、クーリング・オフのはがきの記載例を参考にしてください。

(6) クーリング・オフとの違い

	クーリング・オフ	消費者契約法による取り消し
取り消し理由	必要なし	事業者の不適切な勧誘による誤認・困惑
対象	特定商取引法やその他の法律で定められた一定の契約	すべての消費者契約
期間	8日～20日（契約や取引類型によって異なる）	追認できるときから1年、契約締結時から5年
方法	書面（特定記録郵便または簡易書留）	特に定めなし ※書面が望ましい
商品の返還・引き取り	事業者負担	消費者負担